技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート（出張用）

国外出張に当たっては本シートを記入し、「出張申請書」に添付してください。

所属：

氏名：

１．携帯する荷物のチェック

○用務先に提供する荷物（食料品・文具・紙製品・木材製品等を除く）がありますか	
□　はい（品名・品番・数量等を記載して、カタログ等を添付してください）	□　いいえ

○市販の PC・タブレット・電話類以外の「資機材」及び「部品等」がありますか	
□　はい（品名・品番・数量等を記載して、カタログ等を添付してください）	□　いいえ

○コンピュータプログラム等の中に自作等の市販されていないプログラムがありますか	
□　はい（プログラムの具体的な目的を記載してください）	□　いいえ

２．提供する技術のチェック

○物品の設計、製造又は使用に必要な技術を提供しますか	
□　はい（提供する技術と用務先について概略を記載してください）	□　いいえ

上記について相違ありません。

年　　月　　日

所属長

㊞

輸出管理責任者

技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート（出張以外用）

国外との連絡等（注 1）に当たっては本シートを記入し、学術研究支援課に提出してください。

（注 1）未公開情報の Web 等を利用した公開、オンラインでの講義、会議、打合せ等を含みます。

申請日：　　年　　月　　日

所　属：

氏　名：

１．相手先の情報　（不特定の場合はその旨を記載してください）

相手国・所在地	
名　称	
関　係	
期　間	
特定類型該当性 （注 2）	□非居住者　□特定類型該当者（類型①　□類型②　□類型③） 類型該当性の根拠〔　　〕

（注 2）「特定類型該当性」の欄は、居住者となった場合の該当性についても記入してください。「類型該当性の根拠」には、関係する外国政府等又は外国法人等（その属する国・地域名を含む。）も記入してください。
なお、各類型の詳細は、経済産業省ホームページ（下記 URL）を参照してください。
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/jp_daigaku.pdf

２．相手先のチェック

○相手先が、大量破壊兵器もしくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している、又は過去に関与していた疑いがありますか	
□　はい（具体的な事象を記載してください）	□　いいえ

３．荷物のチェック

○相手先に提供する荷物がありますか	
□　はい（具体的な品名等を記載してください）	□　いいえ

４．提供技術のチェック

○物品の設計、製造又は使用に必要な技術を提供しますか　（書類・データとしての提供を含む）	
□　はい（提供する方法と提供する技術について概略を記載してください）	□　いいえ

上記について相違ありません。

年　　月　　日

所属長

㊞

輸出管理責任者

外国人受入れの事前確認シート

外国人を雇用関係のない研究員等として受け入れるに当たっては本シートを記入し、
学術研究支援課に提出してください。

（記入者）所属：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．受入予定者の情報

所属・身分	
氏名	
出身国	
出身組織（経歴）	
特定類型該当性	□類型①　□類型②　□類型③　類型該当性の根拠〔　　〕
受入期間	
研究計画の概要	

※「特定類型該当性」の欄は、居住者となった場合の該当性についても記入してください。「類型該当性の根拠」には、関係する外国政府等又は外国法人等（その属する国・地域名を含む。）も記入してください。
なお、各類型の詳細は、経済産業省ホームページ（下記URL）を参照してください。
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/jp_daigaku.pdf

２．受入予定者のチェック

○受入予定者又は受入予定者の出身組織等が、大量破壊兵器もしくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している、又は過去に関与していた疑いがありますか	
□　はい（具体的な事象を記載してください）	□　いいえ

３．提供技術のチェック

○受入予定者に物品の設計、製造又は使用に必要な技術を提供しますか	
□　はい（提供する技術について概略を記載してください）	□　いいえ

上記について相違ありません。

年　　月　　日

所属長

㊞

輸出管理責任者

該非判定票

作　成　日：　　年　　月　　日
作　成　者：　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　所属・職名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連　絡　先：　Tel＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　E-mail＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

技術の名称、取引概要 貨物の名称、型及び等級	

外国為替令別表（技術を提供する場合） 又は 輸出貿易管理令別表第一（貨物を輸出する場合） の項番と該非		
１	該当する	該当しない
２	該当する	該当しない
３	該当する	該当しない
３の２	該当する	該当しない
４	該当する	該当しない
５	該当する	該当しない
６	該当する	該当しない
７	該当する	該当しない
８	該当する	該当しない
９	該当する	該当しない
１０	該当する	該当しない
１１	該当する	該当しない
１２	該当する	該当しない
１３	該当する	該当しない
１４	該当する	該当しない
１５	該当する	該当しない
	「該当する」欄が１か所以上ある	すべて「該当しない」欄のみ

※技術・貨物の内容・性能を法令（外国為替令別表又は輸出貿易管理令別表第一、貨物等省令、解釈通達。下記ＨＰ掲載の「貨物・技術のマトリクス表」を参照）に照合した上で、それぞれの項について「該当する」「該当しない」のいずれかに〇印を付けてください。

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

※「該当する」に〇印を付けた項については、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様（性能）を比較し、該当すると判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

※「該当しない」に〇印を付けた項でも、技術・貨物の性質上その項に近いものである場合には、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様（性能）を比較し、該当しないと判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

本件技術又は貨物は、以上のとおり外国為替令別表（第１６項を除く）
又は輸出貿易管理令別表第一（第１６項を除く）に該当（**します・しません**）。

外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術・貨物の仕様（性能）との対応関係は、別紙「対比表」のとおりです。

（該非判定票別紙）外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と

技術・貨物の仕様（性能）の対比表

該非判定票に記載した技術／貨物に係る、外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術／貨物の仕様（性能）との対応関係は、以下のとおりです。

外国為替令別表 又は 輸出貿易管理令別表第一		貨物等省令		解釈通達	技術／貨物の 仕様（性能）
項　番	項　目	項　番	項　目		

技術／貨物の該非判定結果　□ 該当 □ 非該当

※記述に当たっては、以下の事項を満たしてください。

- 外国為替令別表／輸出貿易管理令別表第一の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所については、それぞれが明確に分かるよう、該当部分を引用し、技術／貨物の仕様（性能）との対比を明らかにすること。
- 特に、該当非該当に係る具体的数値については、技術／貨物の有する数値と基準の関係が分かるよう記載すること。
- 技術／貨物の仕様（性能）などが分かる資料を添付すること。

用途チェックシート

以下の用途に用いられる又は用いられるおそれがあるかをＷＥＢ、カタログなどで確認し、どちらかに〇をつけること。

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵		はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵		はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵		はい・いいえ
軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵		はい・いいえ
300ｋｍ以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵		はい・いいえ
300ｋｍ以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵		はい・いいえ
別表行為	①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	②核融合に関する研究	はい・いいえ
	③原子炉又はその部分品又は附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	④重水の製造	はい・いいえ
	⑤核燃料物質の加工	はい・いいえ
	⑥核燃料物質の再処理	はい・いいえ
	⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの ａ：化学物質の開発又は製造 ｂ：微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵 ｃ：ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 ｄ：宇宙に関する研究	はい・いいえ
輸出令別表第３の２地域向けの場合で通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。））の開発、製造又は使用		はい・いいえ

最終項目が「はい」の回答結果となった場合は以下の各項目についても確認すること。

用途要件の除外	①当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表（※）に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物又は技術がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。	はい・いいえ
	②自衛隊法に基づく在外邦人等の保護措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	③自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	④自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑤自衛隊法に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊、オーストラリア軍隊、英国軍隊、フランス軍隊、カナダ軍隊、インド軍隊又はドイツ軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑥国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又	はい・いいえ
	⑦国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑧重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律に基づく後方支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑨重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑩武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律に基づく自衛隊による行動関連措置として貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑪武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑫海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑬国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づく協力支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑭令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ

（※）別表　一　銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるもの　を含む。）のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品

1　空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式鉄砲又はこれらのものに用いる銃砲弾

2　救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾

二　産業用の発破器

三　産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品

明らかガイドラインシート

以下の各項目について、確認すること。
なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「－」に○を付ける。

貨物等の用途・仕様	① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい・いいえ・―
	② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・いいえ・―
貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい・いいえ・―
	④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	はい・いいえ・―
	⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いいえ・―
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい・いいえ・―
	⑦当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。	はい・いいえ・―
	⑧異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	はい・いいえ・―
	⑨通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いいえ・―
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑩輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい・いいえ・―
	⑪製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いいえ・―
	⑫輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい・いいえ・―
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑬当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい・いいえ・―
	⑭通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いいえ・―
据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑮据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いいえ・―
	⑯最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい・いいえ・―
外国ユーザーリスト掲載企業・組織	⑰外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること）が一致しない。	はい・いいえ・―
	⑱外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途に用いられる（利用される）旨が、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行おうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されていない、又は輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）若しくはこれらの代理人から連絡を受けていない。	はい・いいえ・―

その他	⑲その他需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。	はい・いいえ・一

（注）技術の提供や外国人の受入れの場合は、上記各項目の文言につき、例えば「輸入者」を「契約先」や「受入予定者」と読み替える等、適宜読み替えて適用してください。

需要者チェックシート

①外国ユーザーリストのチェック

（どちらかに〇を付けること）

需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。	はい・いいえ

②需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて契約書、ホームページ等ＷＥＢ、カタログ若しくは入手した文書・記録媒体に記載・記録されているか、又は相手先から連絡を受けたかについて確認すること。

（どちらかに〇をつけること）

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300㎞以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300㎞以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ

審査票（技術の提供・貨物の輸出用）

作成年月日：　　年　　月　　日

1．技術の提供・貨物の輸出の概要

件名（内容）		
技術･貨物の名称		（金額）：
該非判定 （1～15項）	＜技術＞　外為令別表：　　項　　号　□該当　□非該当　□不明･疑義 （貨物等省令：　　条　　項　　号）　□公知　□基礎科学　□規制対象外 ＜貨物＞　輸出令別表第1：　　項　　号　□該当　□非該当　□不明･疑義 （貨物等省令：　　条　　項　　号）　□少額特例　□規制対象外	
	上記判断の根拠　※特に「該当」以外の欄にチェックする場合には、提供予定技術・貨物の具体的内容に照らして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。	
仕向地（国名）		□輸出令別表第3の地域　□国連武器禁輸国･地域　□懸念国　□その他
契約先	名称 （英字）	□新規　□継続　□軍関連 ※HPアドレスを記載（　　）及び／又は資料を添付すること。
	所在地	
	該当性	□非居住者　□特定類型該当者（類型①　□類型②　□類型③） 該当性の根拠〔　　〕
需要者又は利用者	名称 （英字）	□新規　□継続　□軍関連 ※HPアドレスを記載（　　）及び／又は資料を添付すること。
	所在地	
	該当性	□非居住者　□特定類型該当者（類型①　□類型②　□類型③） 該当性の根拠〔　　〕
用　途		内容（　　） □大量破壊兵器等関連　□通常兵器関連　□軍関連　□不明・疑義　□その他
		資料：　□有（　　）　□無
客観要件		Ⅰ．大量破壊兵器キャッチオール規制 輸出令別表第3の地域を除く地域向けの場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る、 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか　□はい　□いいえ ②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか　□はい　□いいえ ③明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか　□はい　□いいえ Ⅱ．通常兵器キャッチオール規制 国連武器禁輸国・地域向けの場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか　□はい　□いいえ ②（①が「はい」の場合、）「用途」チェックシート下欄の用途要件の除外に「はい」が一つでもあるか　□はい　□いいえ Ⅲ．客観要件の確認に、不明点又は疑義があるか　□はい　□いいえ
インフォーム要件		経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか　□はい　□いいえ
取引経路		→　→
契約予定	年　月	取引予定期間　年　月　日　～　年　月

２．総合取引判定結果　（判定年月日：　　年　　月　　日）

取引審査判定	□承認	□規制対象外	□非該当	□特例（少額、その他）
	□条件付承認	□包括許可	□個別許可	□許可例外
	□経済産業省へ届出／相談		□不承認	
取引承認条件				
上記判定理由				

審査票（外国人受入れ用）

作成年月日：　　年　　月　　日

1．外国人に教育・提供する技術の概要

受入予定者	氏名（英字）	
	出身国（国名）	□輸出令別表第３の地域　□国連武器禁輸国・地域　□懸念国　□その他
	出身組織	※ＨＰアドレスを記載（　　）及び／又は資料を添付すること。
	特定類型該当性	□類型①　□類型②　□類型③　類型該当性の根拠〔　　〕
教育・提供予定技術の該非判定（１～１５項）	外為令別表：　項　号　（貨物等省令：　条　項　号）※該当するおそれのある項番が複数あるときは、その全てを列挙。 □該当　□非該当　□不明･疑義　□公知　□基礎科学　□その他規制対象外	
	上記判断の根拠※特に「該当」以外の欄にチェックする場合には、受入予定者の研究計画・提供予定技術等に照らして、詳しく、具体的に記入すること。	
受入予定者の卒業後の予定／希望勤務先（知っていれば記入）	名称（英字）	※ＨＰアドレスを記載（　　）及び／又は資料を添付すること。
	所在地	
提供予定技術の用途〔留学生等の場合、卒業後の予定／希望進路での用途〕（知っていれば記入）	内容（　　） □大量破壊兵器等関連　□通常兵器関連　□軍関連　□不明・疑義　□その他	
	資料：　□有（　　）　□無	
客観要件	Ⅰ．大量破壊兵器キャッチオール規制：　受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定／希望勤務先が、輸出令別表第３の地域を除く地域の場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る、 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか　□はい　□いいえ ②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか　□はい　□いいえ ③（②が「はい」の場合、）明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか　□はい　□いいえ	
	Ⅱ．通常兵器キャッチオール規制：　受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定／希望勤務先が、国連武器禁輸国・地域の場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか　□はい　□いいえ ②（①が「はい」の場合、）「用途」チェックシート下欄の用途要件の除外に「はい」が一つでもあるか　□はい　□いいえ	
	Ⅲ．客観要件の確認に、不明点又は疑義があるか　□はい　□いいえ	
インフォーム要件	受入予定者の出身組織・卒業後の予定／希望勤務先につき、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか　□はい　□いいえ	
受入予定期間	年　月　日　～　年　月　日	

２．総合受入判定結果　（判定年月日：　　年　　月　　日）

受入審査判定	□承認 □条件付承認	□規制対象外	□非該当	□特例（公知・基礎科学、その他）
	□経済産業省へ届出／相談	□不承認		
受入承認条件				
上記判定理由				

安全保障輸出管理(技術の提供・貨物の輸出)に関するフローチャート

以下のフロー図に従って□にチェック(■・✓)を入れてください。

START⇒

海外とコンタクトする

A)(自分は)国内にいる

事前確認シート(出張以外用又は外国人受入用)を作成

※C)～E)の該当するものすべてをチェックする

□

□

B)(自分で)外国へ行く(国際会議・会議での打ち合わせ等)

事前確認シート(出張用)を作成

※装置・試料等を自ら持ち出す場合は、C)もチェックする。
但し、自己使用のパソコン、市販デジタルカメラ(普及品)、スマートフォンは除く

□

□

□

C) [貨物の輸出]

研究資機材の装置、資料等の物品(貨物)を持ち出す(持ち帰る)又は送付する
ただし、自己使用のパソコン、市販デジタルカメラ(普及品)、スマートフォンは除く

※技術を持ち出す場合は、D)もチェック

D) [技術の提供]

技術の提供(外国機関との共同研究等やメール・ファックス等での技術提供を含む)を行う
技術にはプログラムも含む

※「技術」とは、物品(貨物)の設計・製造・使用に必要な技術をいう

E) [外国派遣]

学生・研究員等を外国へ派遣する

F) 技術の提供を他者に行う

□ いいえ

□ はい

G) 【外為法の例外規定の適用】

① □ 不特定多数が参加できる国際会議・学会等への参加である
② □ 論文投稿や特許出願等技術の公知化のための提供である
③ □ 公知の技術の提供である (※注1)

＊事前確認シートに、公表(予定)年月日および公表(予定)媒体・学会名を記載してください。

□ ①、②、③のいずれかに該当する

□ ①、②、③のいずれにも該当しない

(※注1)公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引の例

- ◆新聞、書籍、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供
- ◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供
- ◆あらかじめ設定されて見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供
- ◆ソースコードが公開されている プログラムの提供
- ◆学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

H) 技術の該非判定(※注2)を、外国為替令/貨物等省令マトリクスを用いて行い、該非判定票を作成
貨物の該非判定(※注2)を、輸出貿易管理令/貨物等省令マトリクスを用いて行い、該非判定票を作成
＊経済産業省ホームページより貨物・技術のマトリクス表を参照してください。 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

輸出する貨物・提供する技術は、「外為法リスト規制」に該当する

□ いいえ

□ はい

(※注2)該非判定:
当該貨物又は技術が、輸出貿易管理令別表第1/貨物等省令、もしくは外国為替令別表/貨物等省令のいずれかの項番・条項号に該当するか又は非該当であるかを判定する作業。なお、メーカーが作成した該非判定書を使用する場合は、内容を再確認したうえで添付してください。

J) 相手先は輸出令別表第3の地域である(※表1)

□ いいえ

□ はい

K) 「用途チェックシート」及び「明らかガイドラインシート」を用いた用途確認と、「需要者チェックシート」を用いた需要者確認を行い、審査票を作成

事前確認シート(出張用または出張以外用)と今までに作成・徴収した書類をすべて学部長経由で学術研究支援課へ提出してください。

取引審査における承認

取引可

※表1:輸出令別表第3の地域(輸出管理が適正に行われると認められる国)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国